



流情個審答申第2号  
平成27年8月6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 石井 康晴



流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（答申）

平成27年7月10日付け流行第30号で貴職から諮問のあった流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項及び第19条第9号に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に係る特定個人情報の利用及び提供について定めるものであることを当審査会において確認することができました。

同条例案は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保等、特定個人情報の利用及び提供を目的とする番号法に規定される地方公共団体が条例に定め、利用し、提供する事務として適正かつ適切なものであると認められます。

なお、特定個人情報の保護の観点から、以下の点について、十分に配慮されるよう付言します。

- 1 番号法及びこれに基づく条例による特定個人情報の取扱いに当たって使用する情報システムについて、特定個人情報の保護のための安全管理に物的措置及び人的措置の両面から万全を期すこと。
- 2 特定個人情報の提供が、番号法に定める情報提供ネットワークシステムにより国、他の地方公共団体等との間で行われることに鑑み、国等との連携の下、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について一層の取組を図ること。